

傍聴者へのお願い

下記のことを守って、本会議や委員会を傍聴してください。

1 **傍聴中は、次のことを守ってください。**（傍聴規則第7条）

- ① 私語や物音をたてるなどの騒がしい行為をしないこと。
- ② 議場や委員会の会議場における言論に対して、拍手その他の方法で、公然と可否を表明したり、周りの方に威勢を示さないこと。
- ③ 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- ④ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑤ 杖を必要とする身体障害者や高齢者以外の者は、杖を持たないこと。
- ⑥ **写真、動画等を撮影し、又は録音をしないこと。**（傍聴規則第8条）

2 傍聴席へは、会議等のさまたげにならないよう、静かに

入場又は退場してください。（傍聴規則第7条①）

3 次の方は、傍聴席に入ることができません。（傍聴規則第5条）

- ① 銃器、棒その他危険なもの（歩行の助けのため必要な杖は除く）を持っている者
- ② ビラ、幕、たすき又は議場や委員会の会議場にいる者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められるものを携帯している者
- ③ 会議等を妨害し、傍聴を妨害するおそれがあると認められるものを携帯している者
- ④ 酒気を帯びている者
- ⑤ その他、会議等を妨害することが明らかであると認められる者

4 傍聴者は、係員の指示に従ってください。（傍聴規則第9条）

※ **以上のことが守られない場合は、退場していただくことがありますので、ご了承願います。**（傍聴規則第10条）

県庁来庁者駐車場のご利用者へ

傍聴時間が1時間を超えた場合は無料駐車券に引き替えますので傍聴者受付にお申し出ください。

奈良県議会傍聴規則

最終改正(令和七年三月二十七日議会規則第二号)

(この規則の目的)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十条第三項及び奈良県議会委員会条例(昭和三十一年八月奈良県条例第三十三号)第十五条第三項の規定に基づき、会議及び委員会(以下「会議等」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(一般傍聴席への入場)

第三条 会議等を傍聴しようとする者は、所定の用紙に住所氏名を記入し、傍聴席に着かなければならない。
2 本会議場の傍聴人の定員は、百三十四人とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、若干人の傍聴を認めることができる。
3 委員会室の傍聴人の定員は、二十人とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、若干人の傍聴を認めることができる。
4 多人数が集団して傍聴しようとする場合は、その団体を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、その若干人を指定して、これを許可することができる。
5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、議長又は委員長(以下「議長等」という。)が特に必要と認めるときは、傍聴人の人数を制限することができる。

(一般傍聴券の発行)

第四条 議長等は、傍聴席の整理上必要と認めるときは傍聴券を発行することができる。
2 前項の傍聴券は、会議等の当日、議会事務局の所定の場所で先着順により交付する。

(傍聴席への入場禁止)

第五条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
一 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
二 ビラ、幕、たすきその他の議場及び委員会の会議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
三 前二号に規定する物のほか、会議等を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者
四 酒気を帯びていると認められる者
五 その他会議等を妨害することが明らかであると認められる者
2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第三号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(議場等への入場禁止)

第六条 傍聴人は、議場及び委員会の会議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第七条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
一 静粛にすること。
二 議場及び委員会の会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場及び委員会の会議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
四 飲食又は喫煙をしないこと。
五 その他会議等を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第八条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長等の許可を得た者はこの限りでない。

(係員の指示)

第九条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第十条 議長等は、傍聴人がこの規則に違反するときはこれを制止し、従わないときは退場させることができる。
2 議長等が傍聴を禁止したとき、若しくは傍聴を拒絶したとき、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。